短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

あなたに対する短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の提供開始に当たり、厚生労働省令第３７号第１２５条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業の目的及び運営の方針

（１）　事業の目的

当事業所は、介護保険法の指定により「指定短期入所生活介護事業」として居宅介護サービス計画に基づいて介護サービスを提供することを目的とします。

（２）　運営の方針

当事業所は、短期入所生活介護に基づき、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

２　当事業所の概要

（１）　提供できるサービスの種類

施設名称	老人短期入所事業　村山光ホーム	
所　在　地	〒９９５－００２４　村山市楯岡笛田二丁目１９番４０号	
	電話番号　０２３７－５３－２５２０	
指定番号	短期入所生活介護	（山形県　第０６７１４００１０９号）

（２）　当事業所の職員体制

職　種	保有資格	人数	勤　務　体　制
管　理　者	社会福祉士・　社会福祉主事 介護支援専門員	１人	常勤 （養護老人ホームと兼務）
医　　師	医師	１人	非常勤 週１日
生活相談員	社会福祉主事	２人	常勤 （養護老人ホームと兼務） （内１名介護職員兼務）
栄　養　士	栄養士	１人	常勤 （養護老人ホームと兼務）
機能訓練指導員	准看護師	１人	常勤 （養護老人ホーム、デイと兼務）
事務職員	社会福祉士・　社会福祉主事	１人	常勤 （養護老人ホームと兼務）
看護職員	看護師 准看護師	１人	常勤 （養護老人ホーム、デイと兼務）
介護職員	・介護福祉士、社会福祉主事 ・社会福祉主事 ・ヘルパー２級修了者 ・その他	７人 （１人） （１人） （３人） （２人）	常勤 （養護老人ホームと兼務）

（３） 職務内容

① 管　　理　　者　事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。
② 医　　師　利用者の健康管理、健康保持のため処置を行う。
③ 生 活 相 談 員　利用者及び家族の相談に応じ、利用者に適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携し必要な処置を行う。
④ 看　護　職　員　利用者の健康状態を把握し、健康保持に必要な処置を行う。
⑤ 介　護　職　員　利用者の心身の状態を把握し、その状態に応じた日常の介助を行う。
⑥ 機能訓練指導員　利用者の心身の状況に応じて、日常生活機能の維持、改善のために必要な機能訓練を行う。
⑦ 栄　　養　　士　利用者の身体の状況や嗜好、栄養に配慮し、給食計画を行う。
⑧ 事　務　職　員　庶務及び会計事務を行う。

（４）当施設の設備の概要

敷　　地		３，２４５.８６㎡	食　　堂	１室　（７０.０３㎡）
建 物	構　　造	鉄筋コンクリート４階建	浴　　室	２室　（２９.２６㎡）
	延べ床面積	２，０６９.８７㎡	静 養 室	１室６床（４２.４９㎡）
	定　　員	２名	医 務 室	１室　（２１.１２㎡）
居 室	１ 人 部 屋		談 話 室	１室　（１３.０９㎡）
	２ 人 部 屋	１室（１１.８８㎡）	娯 楽 室	１室　（１７.５７㎡）

３　短期入所生活介護の内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

サービス		内　　容
１	食　　事	朝食　　７：３０～　８：００ 昼食　１１：４５～１２：１５ 夕食　１８：００～１８：３０ ＊原則として、食堂でおとりいただきます。
２	入　　浴	週３回（月、水、金）入浴していただけます。 入浴時間は、日中（１５：００～１６：００）又は夜間（１８：３０～２０：４５）のいずれかになります。
３	介　　護	御希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ・着替え、排泄、食事等の介助 ・シーツ交換、施設内の移動の付き添い等 緊急やむを得ず、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合に、利用者又はその家族からの同意を得て身体拘束を行います。
４	生 活 相 談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談できます。
５	健 康 管 理	短期入所生活介護の初日及び、必要な場合随時に簡単な健康チェックを行います。
６	レクリエーション	当事業所では、毎月利用者交流会等の行事を行います。
７	理　　容	当事業所では、月１回、第１月曜日に理容サービスを実施してお

	サ ー ビ ス	ります。料金は別途かかります。
8	送　　迎	通常の送迎実施地域は村山市内になります。ただし、村山市外の方は別途に料金をいただきます。

4　利用料金

（1）　基本料金

①　施設利用料

区　　分	１日当たりの利用料金	介護保険適用時の１日当たりの自己負担額
要　介　護　1	６、８６０円	６８６円
要　介　護　2	７，５５０円	７５５円
要　介　護　3	８，２６０円	８２６円
要　介　護　4	８，９６０円	８９６円
要　介　護　5	９，６４０円	９６４円
加　算　送迎代(片道)	１,８４０円	１８４円

処遇改善加算　　（自己負担額＋加算）×2.5%　別途加算されます。

その他の料金

①食　　費　１日当たり　１,３８０円

（朝食２００円、昼食７００円、夕食４８０円）

②　滞　在　費　１日当たり　　３２０円

③　理　容　代　　実　費

④　　送　迎　代　村山市外の方、１キロメートルあたり４０円になります。

①　施設利用料

区　　分	１日当たりの利用料金	介護保険適用時の１日当たりの自己負担額
要　支　援　1	５，０２０円	５０２円
要　支　援　2	６，１７０円	６１７円
加　算送迎代（片道）	１,８４０円	１８４円

処遇改善加算　　（自己負担額＋加算）×2.5%　別途加算されます。

その他の料金

①食　　費　１日当たり　１,３８０円

（朝食２００円、昼食７００円、夕食４８０円）

②滞　在　費　１日当たり　　３２０円

③理　容　代　　実　費

④　送　迎　代　村山市外の方、１キロメートルあたり４０円になります。

（2）　所得の低い方は施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

多床室（相部屋）

	滞　在　費	食　　費
利用者負担額第１段階	０円／日	３００円／日
利用者負担額第２段階	３２０円／日	３９０円／日
利用者負担額第３段階	３２０円／日	６５０円／日
利用者負担額第４段階	３２０円／日	１,３８０円／日

（３）キャンセル料

入所前に利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。ただし、利用者の体調の悪化により連絡が困難な場合は、キャンセル料はいただきません。

①入所日の前日午後５時までに御連絡いただいた場合	無　　料
②入所日の前日午後５時までに御連絡がなかった場合	食事代分として１,３８０円

（４）利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

① 利用者が途中退所を希望した場合
② 当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
③ 利用中に体調が悪くなった場合
④ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

（５）支払い方法

毎月、１０日までに前月分の請求をいたしますので２７日に口座振替でお支払いください。２７日が休日の場合は、翌営業日に口座振替となります。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

５　サービスの利用方法

（１） サービスの利用申し込み

まずは、電話等でお申し込みください。

御利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、御利用の予約は１ヶ月前からできます。

（注）居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を御利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

（４） 自動終了

次に掲げる事由に該当した場合は、双方の通知がなくとも、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
・ 利用者が死亡した場合
・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

（注）この場合に限り、予約を無効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

次に掲げる事由に該当する場合は、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。この場合は、契約終了１ヵ月前までに文書で通知いたします。

・ 利用者や御家族等が当施設や当施設の従業者又は他の利用者に対して、本契約を継続し難い背信行為を行った場合
・ やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合

6　当施設利用に当たっての留意事項

面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けてください。来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
飲酒・喫煙	決められた場所以外での喫煙は固くお断りします。飲酒はこちらで準備する以外は飲酒できません。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って御利用ください。これに反した御利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮願います。
所持品の持ち込み	施設内の構造上、最低限度必要な物に限らせていただきます。
施設外での受診	原則としては、在宅での医療管理をしている主治医へ受診していただきます。体調不良の場合はそのまま退所していただきます。
宗教活動 政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は御遠慮願います。

7　緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、御家族へ連絡いたします。

◎緊急連絡先

氏名	
住所	〒　　－
電話番号	
続柄	

氏名	
住所	〒　　－
電話番号	
続柄	

◎主治医

病院又は診療所名	
医師名	〒　　－
住所	
電話番号	

8　非常災害対策

非常災害時の対応	別途定める「村山光ホーム消防計画」により対応します。			
近隣との協力体制	近隣の方々による地域防災会を組織し、夜間における避難救助の体制をとっております。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	378ヵ所	防火扉	4ヵ所
	非常階段	2ヵ所	スプリンクラー補助散水栓	5ヵ所
	自動火災報知機	10ヵ所	非常通報装置	1ヵ所
	ガス漏れ報知機	7ヵ所	漏電火災報知機	1ヵ所
	誘導灯	23ヵ所	非常用電源	1ヵ所
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しています。			
防災訓練	・総合訓練　年１回実施 ・夜間避難訓練 年２回実施		・昼間避難訓練　年２回実施 ・消火訓練　年１回実施	
消防計画	消防署提出：平成２６年４月４日			
防火管理者	事務員兼出納員兼生活相談員　　須藤英樹			

9　相談、苦情等の窓口

◎ サービスの内容に関する相談・苦情の窓口

相談窓口	老人短期入所事業　村山光ホーム
電話番号	０２３７－５３－２５２０
担当者	生活相談員　太田新也
受付時間	月～金曜日　午前８：３０～午後５：３０

10　当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　村山光厚生会	
代表者役職・氏名	理事長　　外塚充信	
本部所在地	〒９９５－０１１２ 村山市大字湯野沢９５６番地の３ 電話番号　０２３７－５４－２０１０	
定款の目的に定めた事業	１　養護老人ホーム ２　指定介護老人福祉施設 ３　短期入所生活介護 ４　通所生活介護 ５　居宅介護支援事業	
事業所数	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 通所介護 居宅介護支援事業所 小規模多機能居宅介護事業所	1ヵ所 2ヵ所 2ヵ所 2ヵ所 2ヵ所 1ヵ所

11　その他　　平成　　年　　月　　日

短期入所生活介護御利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。			
事業者	所在地	〒９９５－００２４ 村山市楯岡笛田二丁目 19 番 40 号	
	名　称	社会福祉法人　村山光厚生会	
	説明者	所　属	老人短期入所事業　村山光ホーム
		氏　名	太　田　新　也　　㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。		
利用者	住　所	〒　　－
	氏　名	㊞
代理人	住　所	〒　　－
	氏　名	㊞